



International Swaps and Derivatives Association, Inc.
Shiroyama Trust Tower, 31st Floor
4-3-1 Toranomom
Minato-ku, Tokyo, 105-6031
Japan
Telephone: 81 (3) 5733-5500
Facsimile: 81 (3) 5733-5501
email: isdajp@isda.org
website: www.isda.org

平成 21 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

I S D A 東京事務所

International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA) は、1985 年にニューヨークにて設立された店頭デリバティブ市場の主要参加者により構成される全世界的な業界団体です。主として、金利スワップ、通貨スワップ、商品スワップ、さらにクレジットデリバティブ、天候デリバティブ等の取引を対象とした契約書の発展と維持、取引の効率的締結のための市場慣行の促進、及び健全なリスク管理体制の発展等を目的として活動を続けております。会員数は 2009 年 7 月現在、58 カ国 830 社を超え、本邦においても 40 社が登録されており、その構成者は店頭デリバティブに携わる各国の主要金融機関、サービスプロバイダー、法律事務所、会計事務所、事業法人・投資家等のエンド・ユーザーなどとなっております。

ISDA の活動の主な目的として、店頭デリバティブ市場の健全性の確保と発展があげられますが、「東京合意」を踏まえた金融商品会計の範囲、金融商品の測定及びヘッジ会計の見直しは、我が国の店頭デリバティブ市場の健全な発展にも大いに寄与するものと考えられ、さらにはコメントの募集という形で意見具申の機会を頂きましたことを大変歓迎いたします。つきましては、本論点整理で挙げられました各論点に対する ISDA 会員の意見を次ページ以降に取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【論点 1-1】 金融商品の定義等について（第 14 項から第 24 項参照）

- (1) 金融商品の定義、金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

コメントはありません。

【論点 1-2】 デリバティブの定義について（第 25 項から第 36 項参照）

- (2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

純額決済性は、多くのデリバティブが有する性質であるが、法改正によりデリバティブとして定義されたコモディティデリバティブには現物決済を前提とするものもあり、また、通貨スワップのように一般にデリバティブと捉えられている金融商品であっても、純額決済でなくグロス決済を前提とするものもあることから、純額決済をデリバティブの要件とすることは、実務と整合的ではないものと思われる。

【論点 2】 金融商品の測定

【論点 2-1】 測定区分の見直し（第 37 項から第 64 項参照）

- (3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

会計情報がその利用者にとって真に有用なものであるためには、企業の投資の実態を、その性質に応じて適切に測定し、測定結果を正しく会計に反映することが必要である。従って、デリバティブ以外の金融商品についても、企業の投資の実態を適切に反映させることに主眼を置いた観点で区分するべきである。「金融商品をすべて公正価値で測定すること」は、会計の簡素化には資するかもしれないが、結果として企業の投資活動の実態を誤った形で会計情報利用者に伝達する恐れが強く、会計の本源的価値を阻害する懸念がある。現行の我が国の会計基準における区分を維持することが適切と思われる。

- (4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

日本の金融市場においては、その歴史的経緯から、銀行が「その他有価証券」の区分で売却可能な有価証券として国債等の債券を相当規模で保有している。リスク管理上の観点から公正価値による時価変動やリスク指標の状況は管理しているものの、保有目的は、預金と貸

出の残高や期間のミスマッチを ALM 上の観点から補完しつつ金利収入を得ていくための中長期的な保有であり、短期の売買目的でも、償却原価法による処理が適当な満期保有とも言えない。日本国債の残高と今後見込まれる発行量および日本の金融機関において貸出残高を預金残高が恒常的に超過している状況に鑑み、売却可能金融資産(その他有価証券)の分類を縮小又は削除することは、以下の2つの観点から、金融商品会計の複雑性の解消という利益に比べ、想定される金融市場や国民経済への悪影響という損失が大きすぎるため、不適切であると考えられる。

①国債市場に与える悪影響が甚大であること。

「売却可能金融資産(その他有価証券)」という分類を削除した場合、銀行は、現状保有している国債等を、「売買目的」に振り替えることは公正価値変動が期間損益に与える影響度が大きくなり過ぎることから不可能であり、また、預金を原資とした流動性のある資産として保有しているため「満期保有目的」とすることも不可能であることから、国債の残高を大幅に圧縮することとなる蓋然性が高い。銀行が保有する国債を大幅に圧縮する事態となった場合には、我が国の国債流通市場に重大な悪影響を及ぼし、国債の発行市場においても(、特に中期債において)、発行環境が悪化することとなる。この結果、国債の安定消化に支障を来す恐れが懸念される。

②銀行経営の安定、ひいては国民経済に悪影響を及ぼす可能性が高いこと。

現状の「売却可能金融資産(その他有価証券)」で保有している国債は、銀行が多額の貸出金償却を迫られる不況期に評価益が生じることが多く、貸出金の償却負担へのバッファーとして銀行経営の安定性維持に多大な意義を有している。

「売却可能金融資産(その他有価証券)」という分類を削除した場合、自己資本の補完として機能してきた国債保有がなくなることとなり、(特に自己資本比率の低い)金融機関が、Pro-cyclicalに貸出資産を圧縮する、所謂「貸し渋り」を惹起する恐れがある。このようなことは、国民経済に悪影響を及ぼす可能性が高く、望ましくない。

(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

(3)(4)で述べた通り、会計情報がその利用者にとって真に有用なものであるためには、企業の投資の実態を、その性質に応じて適切に測定し、測定結果を正しく会計に反映することが必要であること、金融市場の安定と金融機関の金融仲介機能を維持するために売却可能の分類が有益であること等から、売却可能の分類を維持することは極めて重要であると考えられる。売却目的ではなく、かつ、満期保有でない有価証券(営業政策上保有する取引先の株式や国債等の債券等)をこの分類に含めるべきと考える。

[論点 2-2] 公正価値オプション（第 65 項から第 74 項参照）

(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

公正価値オプションは、ヘッジ会計の簡素化や非有効部分の認識等、公正価値ヘッジにとって有用な概念であり、我が国の会計基準にも導入するべきであると考えます。

但し、その前提として、159 項のIASB提案にもあるように、「ヘッジ対象の公正価値変動の内、ヘッジ手段でヘッジしようとした公正価値変動だけを認識すること」(特定のリスクに対する部分適用、公正価値変動の要素のヘッジ)を認める規定を置く事が必須である。例えば、FAS159 の”the fair value option is applied only to an entire instrument and not to only specified risks, specific cash flows, or portions of the instrument”という規定は、会計の簡素化という方向性には沿ったものであるかもしれないが、結果として、「企業が認識すべきだと考えていない公正価値変動」や「認識することが適切でない公正価値変動」等を認識してしまう弊害が強いことから、全ての事例に適用すべき規定としては適切ではない。

したがって、特定のリスクに対する部分適用(公正価値変動の要素のヘッジ)を認める規定を置いた上で、公正価値オプションを導入することは、極めて有用であり、支持できるものである。但し、現状の繰り延べヘッジ会計による公正価値ヘッジについても、①実務に深く浸透していること、②非有効部分を損益認識しないことが、簡素であり、かつ、ヘッジが予期せぬ損益変動をもたらすことがないため実務上利用しやすいこと、③導入後10年近く経過しているが、有効性の検証を満たした上で非有効部分を損益認識しないことが、会計情報利用者の利益を阻害しているという評価を聞かないこと、等に鑑み、当面、公正価値オプションと並存させることが望ましいものと思われる。

[論点 2-3] 保有目的区分の変更（第 75 項から第 83 項参照）

(7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべでしょうか、見直すべきでしょうか。

企業を取り巻く経営環境は時々刻々変動するため、企業の投資方針が金融商品の保有期間の途中で変更されることは十分起こり得ることであり、債券の保有目的区分の変更を可能とすることは実務上必須であると考えられる。従って、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は、今後も維持すべきであると考えます。

- (8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。

(7)で述べた通り、企業の投資方針が金融商品の保有期間の途中で変更されることは十分起こり得ることであり、債券の保有目的区分の変更を可能とすることが適当であると考える。

- (9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

(7)(8)で述べた通り、取得時に定めた保有区分を、金融商品の保有期間を通じて変更することができない、との現行の規定は、企業の投資行動の実態を反映していない。恣意性の排除を確保した上で、債券の保有目的区分の変更が可能であることを会計基準上も明示するべきである。

債券の保有区分変更とヘッジ会計との関連については、債券の保有区分変更とヘッジ指定の解除が必ず連関するものでないことから、この二つは切り離して検討すべきものと思われる。

[論点 2-4] 減損処理の取扱い（第 84 項から第 121 項参照）

- (10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

我が国の基準における減損処理の考え方は妥当なものと思われる。

- (11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

著しい公正価値の下落を判定する際に用いる一定の数値的な目安は、実務の指針となることに加え、会計情報利用者にとっての比較可能性を担保する上でも有用なものと思われる。

- (12) 減損損失の戻入れに関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

減損を戻入すると再び減損にヒットするリスクが高まることとなり、頻繁に減損処理を行うような事態も想定される。このようなことは期間損益を過度に変動させる要因となる可能性があり望ましくない。

【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理（第 119 項から第 129 項参照）

- (13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと思いますか。

国際的な会計基準における「現物の金融商品と組込デリバティブのリスクの関連性」という基準は、その適否の判断が困難な場合があると思われる一方で、我が国の会計基準の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否か」という基準は、その適否の判断が国際的な会計基準の規定よりも容易な場合が多いものと思われるが、かつ、結果として、国際的な会計基準に基づく判断結果と大きな差異を生じないと思われることから、現行の我が国の基準を維持するべきである。

但し、我が国の基準における、「金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上になるとは、例えば変動金利の場合、その当初計算式「 $L+0.5\%$ 」に対して、実際の支払い金利が当初計算式に 2 を乗じたもの「 $(L+0.5\%)\times 2$ 」を適用して計算される金額以上となる場合をいう」という例示は、論旨が不明確であり、誤解を招きかねないことから修正すべきである。

また、例えば、「金利が変動金利に連動して累積的に（一般的な借入金利息の 2 倍を超えて）増加する借入金」の場合、国際的な会計基準の「現物の金融商品とリスクが関連している」という規定に合致しているとの判断も有り得ると思われるが、我が国の基準では区分処理が求められるものと思われること等、国際的な会計基準の方が我が国の基準よりも適切とは思われぬ事例もあることも考慮すべきである。

【論点 3】 ヘッジ会計

【論点 3-1】 ヘッジ会計の意義（第 133 項から第 146 項参照）

- (14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

資産・負債の公正価値変動が企業活動の主なリスクとなっている企業は一部の金融法人だけであり、大多数の一般事業法人にとっては、キャッシュフロー変動がヘッジすべき主なリスクであることから、公正価値ヘッジを中心とする国際的な会計基準の考え方は、企業会計の実態を十分考慮しておらず、キャッシュフローヘッジと公正価値ヘッジの双方をヘッジ会計の中心に位置づけている我が国の基準の考え方が適切である。

また、以下のようないくつかのヘッジ手法については、会計監査実務において、ヘッジ会計の適用が認められなかった事例があるため、会計基準の設例やQ&Aで取り上げることにより、ヘッジ会計の対象となることを明示されたい。

- ① 外貨リスクについて、「円貨換算した場合の公正価値変動」と「将来の外貨キャッシュフローを円転した場合の円ベースでのキャッシュフロー変動」のいずれもヘッジ対象の捉え方として適格であること
- ② 将来の(社債発行等の)資産・負債の取得に関し、資産・負債の取得(社債発行)が予定取引として妥当性を有した時に、実際の取得条件(社債の発行条件)が決定するまでの金利変動リスクをヘッジするために、予定取引と同様のリスク特性を有するヘッジ手段(例えば固定金利支払いの金利スワップ)を契約し、実際の取得時にヘッジ手段を解約(若しくは反対取引を締結)するヘッジ手法
- ③ ストラクチャードファイナンスにおけるキャッシュフローアジャストスワップ
(固定キャッシュフローと固定キャッシュフローの交換)

IASBのDPで言及された「ヘッジ会計の全廃」は、企業が事業遂行上保有せざるを得ないリスクを、事業活動の一環として適切にマネージすることを妨げるものであり、国民経済に多大な損失をもたらすこととなるため、許容すべきではない。

[論点 3-2] ヘッジ会計の方法 (第 147 項から第 163 項参照)

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとすれば、どのような方法が適切と考えますか。

より簡素で判りやすいヘッジ手法として、「ヘッジ対象の公正価値変動の内、ヘッジ手段でヘッジしようとした公正価値変動だけを認識すること」を許容した形での「公正価値オプション」を導入することが適切と考える([論点 2-2]公正価値オプションの項参照)。なお、現状の繰り延べヘッジ会計による公正価値ヘッジについても、①実務に深く浸透していること、②非有効部分を損益認識しないことが、簡素であり、かつ、ヘッジが予期せぬ損益変動をもたらすことがないため実務上利用しやすいこと、③導入後10年近く経過しているが、有効性の検証を満たし

た上で非有効部分を損益認識しないことが、会計情報利用者の利益を阻害しているという評価を聞かないこと、等に鑑み、当面、公正価値オプションと並存させることが望ましいものと思われる。

- (16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

これらの合成商品会計は、既に実務に深く浸透しており、経済実態を適切に反映しつつ会計を簡素化することに貢献するもので、維持すべきである。指摘されるような問題点のデメリットは簡素化のメリットに比べて極めて小さく、廃止する必要性は全く感じられない。

[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性（第 164 項から第 211 項参照）

- (17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

ヘッジ会計は確かに単純とは言えないものの、会計は、企業活動を的確に反映したものであることが重要である。従って、貴委員会のご指摘の通り、簡素化は、会計情報の有用性を阻害することとならないよう、有用性の維持・向上とのバランスの考慮した上で検討されるべきである。

簡素化に向けた対応としては、有効性の評価において、事後的な定量評価を継続的に要求しないことが、会計情報の有用性を損なわず、実務面での負担が大幅に軽減される有効な方策であると思われる。

一方で、ヘッジ指定の解除および部分ヘッジを認めないことは、あるべき企業行動を阻害することになりかねず、会計の簡素化メリットに比べ、デメリットが過大であり、適切ではない。

また、合成商品会計は、会計情報の有用性を損なわない範囲での簡素化であり、これを制限することは、実務上の複雑さや負担を増大させることとなり、適切とは考えられない。

- (18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

<1>文書化

文書化については、形式基準ではなく、実質的に要件を満たしていることを重視した実務運営

が望まれる外は、現状の我が国の会計基準には、改善を検討すべきことは多くないと思われる。

<2>有効性の検証

有効性の検証については、以下の諸点を改善すべきであるとする。

① 会計基準Q&Aの設例に示された判定手法

我が国の会計基準Q&Aの設例に示された判定手法は、簡便ではあるものの、数理的に必ずしも最適といえない手法であり、企業がリスク管理に有効と考えるヘッジ取引で、統計的にヘッジ対象と高い相関があると考えられる場合であっても、この判定手法で有効性が認められないために、ヘッジの導入を断念したケースが多数存在している。(下記事例ご参照)

結果として、会計制度が企業行動を歪め、当該企業の財務の安定性を損なう結果となってしまうため、会計基準Q&Aの設例に示された判定手法以外の合理的な手法(例えば、統計的手法)を、事前・事後ともに判定手法とすることができることを明記すべきである。これは、有効性検証の「緩和」ではなく、有効性検証の「合理化」であることから、非有効部分の損益認識との関係で論ずる必要はないものとする。

(事例)

A社は、認可運賃や届出運賃等に基づく運賃収入を主な収入としている運輸産業であるが、燃料費の増加を機動的に運賃に転嫁することが法制上極めて困難であるため、燃料費上昇リスクをヘッジすることが極めて重要な経営課題となっていた。A社が主に燃料として購入している軽油(ヘッジ対象)には、指標を同一とするヘッジ手法がないため、流動性が高く、統計的にみて軽油と極めて高い相関性が観測される原油(ヘッジ手段)を指標としたヘッジを導入しようとしたものの、会計基準Q&Aの設例に示された判定手法に従って検証を行うと、必ずしも有効性が認められる範囲内に入るとはいえないことを理由としてヘッジ会計の適用を顧問税理士に否認されたことから、ヘッジ導入を断念。

また、B社の事例では、事前検証では有効性が確認できたものの、導入後の事後検証で有効性が否認されてヘッジ手段の時価会計移行を求められた場合の(ヘッジ手段の公正価値変動が)期間損益に及ぼす影響の大きさを懸念し、導入を断念。

その後、これらの会社は、燃料価格の高騰に伴い、大幅な収益悪化を甘受することとなった。

② 高い有効性(highly effective)と相応の有効性(reasonably effective)

188 項に記述された「SFAS 第 133 号改正公開草案」に示された 3 つの提案は、特にコモディティデリバティブにかかる有効性判定に改善すべき点があることが米国においても問

題となっていることの顕れであるものと思われる。190 項に貴委員会が呈示された 3 つの提案は、いずれも企業が適切なヘッジ行動をとるために有用であるので、我が国の会計基準への導入に向けて検討を深めるべきである。但し、その前提とされている非有効部分の継続的な損益認識については、次項の通り実務に配慮した運用が必要と思われる。

③ 非有効部分の損益認識

キャッシュフローヘッジに関しては、ヘッジ手段の公正価額の内、非有効部分を認識することについて、実務的に多大な労力を必要とする場合や認識することが極めて困難である場合も十分想定されるため、簡便に算定する手法を認める等、実務に配慮した運用が必要と思われる。

<3>ヘッジ指定解除

企業を取り巻く経営環境が時々刻々変化することに加え、ヘッジ対象やヘッジ手段となる金融商品は激しく変動する金融市場の影響を強く受けるため、債券の保有目的区分の変更と同様に、企業のヘッジ方針がヘッジ期間の途中で変更されることは十分起こり得ることであり、当該事象に対応する規定を設けることは実務上必須であると考えられる。

<4>部分ヘッジ

企業がヘッジすべきであると考えられるリスクについては、その全てを包括的にヘッジできるヘッジ手段が存在していないか、部分的ヘッジに分解してヘッジした方が取引の流動性やコストの面で有利である場合が殆どであることから、貴委員会のご指摘の通り、企業にとって部分ヘッジの必要性は極めて高い。従って、部分ヘッジについては、現行の取扱いを維持することを強く支持する。

また、前述の通り、今後導入される公正価値オプションにおいても、部分ヘッジを認める規定を置く必要がある。

(19) 他に、どのような改善の可能性があると考えますか。

包括的長期為替予約については、ヘッジ会計適用可否の判断基準として「金融商品会計に関する実務指針」において予定取引の発生可能性の判断基準が設けられており、妥当なものと思われる。

ところが、「金融商品会計に関する Q&A」はこれに加え「外貨建輸入取引に対する包括的長期為替予約のヘッジ会計適用の要件」を別途定めており、また、同 Q&A は「包括的長期為替予約にヘッジ会計を適用する場合には、一定の契約レートを取引時の理論先物相場に引きなおして繰り延べヘッジ会計を適用すべき」ことが述べられている。これら2つの規定は、日本企業による包括的長期為替予約に対するヘッジ会計の適用を著しく制約するものとなっている。

このような外貨建輸入取引に対するヘッジ会計適用要件の付加や契約レートの修正の要請は国際的な会計基準には存在しない。国際的な会計基準がよりシンプルベースのものへと収束する中で、個別の取引類型についてヘッジ会計適用要件を付加することはこの流れに逆らうものと思われる。また、契約レートの修正の要請は、例えば、10年国債を購入した企業に対し、固定クーポンの金利収入を各金利計算期間に対応する短期国債の理論利息（例えば6ヵ月後、1年後、1年半後の6ヶ月短期国債の理論利回り）に引き直して収益認識することを求めることや、（長期為替予約と同様に先物価格が先安となった事例が多数ある）原油スワップで固定価格を先物価格で引き直しを求めることと同義であるが、これらの取引において契約レートの修正が求められることは有り得ないことから、論理的妥当性を欠く規定であると思われる。

これらの観点から「金融商品に関する会計基準」および関連指針における包括的長期為替予約に対するヘッジ会計適用に関する規定を見直すことが必要と思われる。

[論点 3-4] 包括ヘッジ（第 212 項から第 223 項参照）

(20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

実務上、保有株式ポートフォリオの価格変動リスクをヘッジしたいという企業のニーズに対し、（コストや流動性等の観点から）個別株を指標としたヘッジ手段を用いるよりも株式指数インデックスをヘッジ手段に用いることが有益と考えられるケースが非常に多い。ところが、現状の会計基準では、このような手法は殆ど有効性が認められることがなく、ヘッジ会計が適用できないため、企業は必要なヘッジを実施することができない。包括ヘッジに関しては、非有効部分を PL 認識することで、有効性の検証基準を緩和することを認めるべきである。

[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示（第 224 項から第 231 項参照）

(21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

株式およびクレジットデリバティブに関するヘッジ会計の開示については、市場に与えるマーケットインパクトの影響が他商品(金利、為替など)に比べて極めて大きいため、市場に不必要な影響を及ぼすことがないように充分配慮することが必要と考える。

以 上